

令和8年 第2回臨時

旭 川 市 議 会 会 議 録

○令和8年4月28日（火曜日）

開会 午前10時00分

閉会 午前10時20分

○出席議員（33名）

1番	横 山	啓 一
2番	いしかわ	ま さ き
3番	笠 井	ま な み
4番	あ べ	な お
5番	中 村	み な こ
6番	江 川	あ や
7番	上 野	和 幸
8番	植 木	だいすけ
9番	小 林	ゆ う き
10番	駒 木	お さ み
11番	皆 川	ゆきたけ
12番	たけいし	よういち
13番	石 川	まさゆき
14番	沼 崎	雅 之
15番	ま じ ま	隆 英
16番	高 橋	紀 博
17番	品 田	と き え
18番	塩 尻	英 明
19番	高 木	ひろたか

20番	中 野	ひろゆき
21番	え び な	安 信
22番	高 橋	ひでとし
23番	菅 原	範 明
25番	石 川	厚 子
26番	能 登 谷	繁
27番	高 見	一 典
28番	金 谷	美 奈 子
29番	高 花	え い こ
30番	中 村	のりゆき
31番	安 田	佳 正
32番	松 田	卓 也
33番	福 居	秀 雄
34番	杉 山	允 孝

○欠席議員（1名）

24番	佐 藤	さ だ お
-----	-----	-------

○説 明 員

市	長	今 津 寛 介
副 市 長	熊 谷 好 規	
副 市 長	佐 藤 昌 彦	
総 合 政 策 部 長	三 宅 智 彦	
行 財 政 改 革 部 長	三 宮 元 樹	
総 務 部 長	土 岐 尚 義	
観光スポーツ・シティプロモーション部長	菅 原 稔	
建 築 部 長	岡 田 光 弘	
教 育 長	和 田 英 邦	
水道事業管理者	富 岡 賢 司	
上 下 水 道 部 長	澤 渡 武 士	
監 査 委 員	金 澤 匡 貢	

○事務局出席職員

議 会 事 務 局 長	林 上 敦 裕
議 事 調 査 課 長	香 川 秀 頼
議事調査課長補佐	小 川 智 之
議 事 調 査 課 主 査	信 濃 孝 美
議 事 調 査 課 主 査	岡 本 諭 志

○会議録署名議員

2 番	いしかわ まさき
2 8 番	金 谷 美奈子

○議事日程

- 日程第1 会期の決定について
- 日程第2 議案第1号 旭川市税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第3 議案第2号 旭川市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第4 議案第3号 旭川市下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第5 議案第4号 旭川市下水道事業受益者分担金に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第6 議案第5号 株式会社旭川振興公社の株主総会における議決権の行使について
- 日程第7 報告第1号 専決処分の報告について
- 日程第8 報告第2号 専決処分の報告について
- 日程第9 報告第3号 専決処分の報告について
- 日程第10 特定事件の閉会中継続調査付託について
- 日程第11 請願・陳情議案の審査結果報告について
- 日程第12 請願・陳情議案の閉会中継続審査付託について
-

○本日の会議に付した事件

1. 会期の決定について (決定)
1. 議案第1号 旭川市税条例の一部を改正する条例の制定について (原案可決)
1. 議案第2号 旭川市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について (原案可決)
1. 議案第3号 旭川市下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について (原案可決)
1. 議案第4号 旭川市下水道事業受益者分担金に関する条例の一部を改正する条例の制定について (原案可決)
1. 議案第5号 株式会社旭川振興公社の株主総会における議決権の行使について (原案可決)
1. 報告第1号 専決処分の報告について (報告済)
1. 報告第2号 専決処分の報告について (報告済)
1. 報告第3号 専決処分の報告について (報告済)
1. 特定事件の閉会中継続調査付託について
- 市の総合企画に関する事項について (総務)
- 地域振興に関する事項について (総務)
- 地方行財政に関する事項について (総務)
- 消防及び防災に関する事項について (総務)
- 選挙管理委員会、監査委員及び公平委員会に関する事項について (総務)
- 他の常任委員会の所管に属さない事項について (総務)
- 子育て及び男女共同参画に関する事項について (子育て文教)
- 学校及び社会教育に関する事項について (子育て文教)
1. 請願・陳情議案の審査結果報告について

陳情第30号 旭川市内医療機関における外国人観光客対応を含む医療費未払い問題への対応
と条例制定について (不採択)

陳情第31号 旭川市及び周辺地域における土葬及び宗教的配慮を伴う埋葬制度に関する方針
と条例整備について (不採択)

陳情第32号 路線バスにおける精神障害者運賃減額制度について (採択)

1. 請願・陳情議案の閉会中継続審査付託について

陳情第45号 融雪槽設置住宅の減税について (総務)

陳情第56号 宿泊税制度における税の公平性担保義務及び無届・無許可宿泊営業の排除体制
の明確化並びに議会による監視の実施を求めることについて (総務)

陳情第49号 宿泊税制度における税の公平性担保義務及び無届・無許可宿泊営業の排除体制
の明確化並びに議会による監視の実施を求めることについて (民生)

陳情第52号 電磁的記録の部分公開に関する運用の見直しについて (民生)

陳情第53号 いじめ事案における警察との連携強化及び相談基準の明確化について
(子育て文教)

陳情第54号 官民・デジタル技術連携による不登校児童生徒及び保護者への包括的支援とフ
リースクール等利用助成制度の検討について (子育て文教)

陳情第55号 ジェンダー平等の観点に基づく相談支援体制の充実及び男性向けL I N E相談
窓口の設置について (子育て文教)

○議長（福居秀雄） ただいまから、令和８年第２回臨時会を開会いたします。

本日の出席議員は、ただいまのところ３３名であります。

よって、開議の定足数に達しましたので、これより会議を開きます。

○議長（福居秀雄） 本日の会議録署名議員には、２番いしかわまさき議員、２８番金谷美奈子議員の両議員を指名いたします。

○議長（福居秀雄） ここで、事務局長から諸般の報告をいたします。

○議会事務局長（林上敦裕） 御報告申し上げます。

まず、欠席議員について、本日の会議に、２４番佐藤議員から欠席する旨の届出があります。

次に、議事日程について、本日の議事日程は、御配付申し上げます議事日程表のとおりでありますので、その朗読は省略いたします。

次に、説明員の出席要求について、本臨時会に提出議案等の説明のため、地方自治法第１２１条第１項の規定に基づき、市長をはじめ、各関係機関に対し、説明員の出席を求めています。

次に、請願・陳情議案の委員会付託について、本件は、御配付申し上げます請願・陳情議案付託表のとおり、陳情第５２号は民生常任委員会に、陳情第５３号ないし陳情第５５号の以上３件は、いずれも子育て文教常任委員会にそれぞれ付託をいたします。

次に、請願・陳情議案の付託替えについて、御配付申し上げます請願・陳情議案付託替え表のとおり、民生常任委員会に付託をいたしました陳情第４５号につきましては、総務常任委員会に付託替えをいたします。

次に、請願・陳情議案の一部付託替えについて、御配付申し上げます請願・陳情議案一部付託替え表のとおり、民生常任委員会に付託をいたしました陳情第４９号につきましては、請願・陳情文書表を差し替えるとともに、その一部を陳情第５６号として総務常任委員会に付託をいたします。

次に、例月出納検査結果報告について、監査委員から、令和８年３月２７日付で、２月分の現金出納及び現金残高については、各会計とも正確である旨の報告書の提出がありましたので、御報告いたします。

以上。

○議長（福居秀雄） それでは、これより本日の議事に入ります。

日程第１、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期については、本日１日といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（福居秀雄） 御異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は、本日１日と決定いたしました。

○議長（福居秀雄） 日程第２、議案第１号、旭川市税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について、提出者の説明を求めます。

行財政改革部長。

○行財政改革部長（三宮元樹） 議案第１号、旭川市税条例の一部を改正する条例の制定につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

今回の改正は、地方税法等の一部改正等に伴い、条例を整備するものでございます。

その主な内容であります。個人市民税に関する事項では、公的年金等受給者の扶養親族等申告書の提出義務の見直しに伴い、市民税の申告に係る規定を整備するほか、住宅借入金等特別税額控除などの特例措置を延長しようとするものでございます。

次に、固定資産税に関する事項では、家屋及び償却資産の免税点が引き上げられることに伴い、規定を整備しようとするもののほか、バリアフリー改修を行った一定の特別特定建築物に係る減税措置の特例割合と、一定の再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準に乗じる特例割合を改正しようとするものでございます。

次に、軽自動車税に関する事項では、環境性能割が廃止されたことに伴うもののほか、電気軽自動車等を対象とした税額の軽減措置であるグリーン化特例の適用期間を２年延長するよう規定を整備するものでございます。

以上、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（福居秀雄） これより、質疑に入ります。

発言の通告がありません。御発言ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（福居秀雄） 別に御発言がなければ、質疑・討論終結と認め、直ちに採決いたします。

お諮りいたします。

本案については、原案どおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（福居秀雄） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案どおり可決することに決定いたしました。

○議長（福居秀雄） 日程第３、議案第２号、旭川市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について、提出者の説明を求めます。

行財政改革部長。

○行財政改革部長（三宮元樹） 議案第２号、旭川市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

本案も、議案第１号と同じく、地方税法の一部改正に伴い、バリアフリー改修が行われた一定の特別特定建築物に係る減額措置など、所要の規定の整備をしようとするものでございます。

以上、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（福居秀雄） これより、質疑に入ります。

発言の通告がありません。御発言ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（福居秀雄） 別に御発言がなければ、質疑・討論終結と認め、直ちに採決いたします。

お諮りいたします。

本案については、原案どおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（福居秀雄） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案どおり可決することに決定いたしました。

○議長（福居秀雄） 日程第4、議案第3号、旭川市下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について、提出者の説明を求めます。

上下水道部長。

○上下水道部長（澤渡武士） 議案第3号の旭川市下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由を御説明申し上げます。

本案は、所得税法等の一部を改正する法律の制定に伴い、負担金の徴収に係る通知を公示送達によって行う場合の方法について、掲示場への掲示以外の閲覧方法を追加するように改正しようとするものでございます。

なお、施行日につきましては、令和8年5月21日としております。

以上、よろしく御審議の上、御決定いただきますようお願い申し上げます。

○議長（福居秀雄） これより、質疑に入ります。

発言の通告がありません。御発言ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（福居秀雄） 別に御発言がなければ、質疑・討論終結と認め、直ちに採決いたします。

お諮りいたします。

本案については、原案どおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（福居秀雄） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案どおり可決することに決定いたしました。

○議長（福居秀雄） 日程第5、議案第4号、旭川市下水道事業受益者分担金に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について、提出者の説明を求めます。

上下水道部長。

○上下水道部長（澤渡武士） 議案第4号の旭川市下水道事業受益者分担金に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由を御説明申し上げます。

本案は、地方税法等の一部を改正する法律の制定に伴い、分担金の徴収に係る通知を公示送達に

よって行う場合の方法について、掲示場への掲示以外の閲覧方法を追加するように改正しようとするものでございます。

なお、施行日につきましては、令和8年5月21日としております。

以上、よろしく御審議の上、御決定いただきますようお願い申し上げます。

○議長（福居秀雄） これより、質疑に入ります。

発言の通告がありません。御発言ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（福居秀雄） 別に御発言がなければ、質疑・討論終結と認め、直ちに採決いたします。
お諮りいたします。

本案については、原案どおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（福居秀雄） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案どおり可決することに決定いたしました。

○議長（福居秀雄） 日程第6、議案第5号、株式会社旭川振興公社の株主総会における議決権の行使についてを議題といたします。

本案について、提出者の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（土岐尚義） 議案第5号、株式会社旭川振興公社の株主総会における議決権の行使につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

本案は、株式会社旭川振興公社取締役及び監査役の辞任に伴い、同公社取締役5名、監査役2名を選任するために定時株主総会において議決権を行使することから、旭川市議会の議決すべき事件に関する条例第2条第1号の規定により、議会の議決を得ようとするものでございます。

以上、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（福居秀雄） これより、質疑に入ります。

発言の通告がありません。御発言ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（福居秀雄） 別に御発言がなければ、質疑・討論終結と認め、直ちに採決いたします。
お諮りいたします。

本案については、原案どおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（福居秀雄） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案どおり可決することに決定いたしました。

○議長（福居秀雄） 日程第7、報告第1号、専決処分の報告についてを議題といたします。

本案について、提出者の説明を求めます。

観光スポーツ・シティプロモーション部長。

○観光スポーツ・シティプロモーション部長（菅原 稔） 報告第1号、専決処分の報告について

御説明いたします。

本件は、令和8年1月30日、総合体育館アリーナ内において、バレーボールをしていた相手方が床材の一部が剥離した床面に滑り込んだ際に、ささくれとなった床材が胸部に刺さり、着用していたユニフォームが破損したものであります。

この事故により生じた人身及び物損の損害賠償の額を3万1千102円と定め、3月30日に専決処分をさせていただいたもので、市の過失割合は100%であります。

なお、剥離箇所につきましては既に補修済みであり、今後、このような事故が再発することのないよう、施設の安全管理を徹底してまいります。

以上、地方自治法第180条第2項の規定により、御報告申し上げます。

○議長（福居秀雄） これより、質疑に入ります。

発言の通告がありません。御発言ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（福居秀雄） 御発言がなければ、以上で理事者からの報告を終わります。

○議長（福居秀雄） 日程第8、報告第2号、専決処分の報告についてを議題といたします。

本案について、提出者の説明を求めます。

建築部長。

○建築部長（岡田光弘） 報告第2号、専決処分の報告につきまして御説明申し上げます。

本件は、報告議案に記載されている、市営住宅の家賃を滞納し、死亡した名義人の連帯保証人の相続人を相手方とし、連帯保証債務として滞納家賃の支払いを請求する訴えを提起したところ、旭川簡易裁判所から和解案が示されたため、相手方は本市に対して和解金をそれぞれ支払うことなどを内容として和解することとし、本年3月26日に専決処分をしたものでございます。

以上、地方自治法第180条第2項の規定により、御報告いたします。

○議長（福居秀雄） これより、質疑に入ります。

発言の通告がありません。御発言ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（福居秀雄） 御発言がなければ、以上で理事者からの報告を終わります。

○議長（福居秀雄） 日程第9、報告第3号、専決処分の報告についてを議題といたします。

本案について、提出者の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（土岐尚義） 報告第3号、専決処分の報告につきまして御説明申し上げます。

忠和6条道路線改良工事につきましては、現場の除排雪の数量が当初設計より増加したことによる設計変更に対処するため、契約金額2億4千695万円を契約金額2億4千894万1千円に変更するもので、令和8年3月26日に専決処分させていただいたものでございます。

以上、地方自治法第180条第2項の規定により、御報告申し上げます。

○議長（福居秀雄） これより、質疑に入ります。

発言の通告がありません。御発言ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（福居秀雄） 御発言がなければ、以上で理事者からの報告を終わります。

○議長（福居秀雄） 日程第１０、特定事件の閉会中継続調査付託についてを議題といたします。

本案は、日程第１０付表のとおり、総務、子育て文教両常任委員会委員長から、委員の任期中、閉会中の継続調査に付されたいとの申出があります。

お諮りいたします。

本案については、いずれも両委員長の申出どおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（福居秀雄） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、いずれも両委員長の申出どおり、委員の任期中、閉会中の継続調査に付することに決定いたしました。

○議長（福居秀雄） 日程第１１、請願・陳情議案の審査結果報告についてを議題といたします。

本案は、日程第１１付表のとおり、民生常任委員会委員長から審査結果の報告書が議長宛て提出されておりますので、これより民生常任委員会委員長の報告を求めることにいたします。

民生常任委員会

委員長 ３番 笠井議員。

○笠井まなみ議員（登壇） 民生常任委員会に付託を受けておりました請願・陳情議案のうち、結論を得たものにつきまして御報告申し上げます。

まず、陳情第３０号、旭川市内医療機関における外国人観光客対応を含む医療費未払い問題への対応と条例制定についてであります。市立旭川病院の現状や、国が医療費未払いの外国人観光客等の入国審査を厳格化したことなどから、願意に沿い難く、不採択とすべきものと決定いたしました。

次に、陳情第３１号、旭川市及び周辺地域における土葬及び宗教的配慮を伴う埋葬制度に関する方針と条例整備についてであります。現在の土葬に関わる実態において早急な条例整備が必要な状況ではないことから、願意に沿い難く、不採択とすべきものと決定いたしました。

次に、陳情第３２号、路線バスにおける精神障害者運賃減額制度についてであります。本市の制度は、合理的配慮等の観点から見直しが必要であること、また、事業者による取扱いの違いにより混乱を招いていることから、願意妥当と認め、採択すべきものと決定いたしました。

以上で、審査結果の報告を終わらせていただきます。（降壇）

○議長（福居秀雄） これより、質疑に入ります。

発言の通告がありません。御発言ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（福居秀雄） 別に御発言がなければ、質疑・討論終結と認め、直ちに採決いたします。

採決は、分割により行います。

まず、陳情第３０号及び陳情第３１号の旭川市内医療機関における外国人観光客対応を含む医療費未払い問題への対応と条例制定について、旭川市及び周辺地域における土葬及び宗教的配慮を伴

う埋葬制度に関する方針と条例整備についての以上２件について採決いたします。

本案に対する委員長報告は、いずれも不採択であります。

お諮りいたします。

本案については、いずれも委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（福居秀雄） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、いずれも民生常任委員会委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、陳情第３２号、路線バスにおける精神障害者運賃減額制度について採決いたします。

本案に対する委員長報告は、採択であります。

お諮りいたします。

本案については、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（福居秀雄） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、民生常任委員会委員長報告のとおり決定いたしました。

○議長（福居秀雄） 日程第１２、請願・陳情議案の閉会中継続審査付託についてを議題といたします。

本案は、日程第１２付表のとおり、総務、民生、子育て文教各常任委員会委員長から、閉会中の継続審査に付されたいとの申出があります。

お諮りいたします。

本案については、いずれも各委員長の申出どおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（福居秀雄） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、いずれも各委員長の申出どおり、閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

○議長（福居秀雄） 以上で、今臨時会に付議された案件は、全て終了いたしました。

第２回臨時会は、これをもって閉会いたします。

閉会 午前１０時２０分

以上のとおり会議のてんまつを記載し、その
相違ないことを証するため、ここに署名する。

旭川市議会議長

署 名 議 員

署 名 議 員